

## 遺留分減殺請求において価額弁償の意思表示をした被減殺者に価額弁償義務が生じる時期

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 7 年 7 月 10 日

【事件番号】 令和 6 年（受）第 2 号

【事件名】 遺留分減殺請求事件

【裁判結果】 原判決変更

【参照法令】 改正前民法 1041 条 1 項

【掲載誌】 裁時 1867 号 5 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574428

大阪大学教授 青竹美佳

### 事実の概要

被相続人 A は平成 19 年 9 月に遺言をした。同遺言では、A の子 Y が代表取締役を務める会社 B に 2 筆の土地を遺贈し、その他の財産全部を Y に相続させることとされていた。A が平成 28 年 12 月に死亡すると、Y は、同遺言に基づいて遺産中の甲土地および乙土地について相続を原因とする持分移転登記手続をした。Y が同遺言により相続した財産は、甲・乙の他、預貯金等であり、相続人は子 Y の他、同じく A の子である X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub> であった。平成 29 年 3 月に、X<sub>1</sub>らは、Y に対して、平成 30 年（2018 年）法律第 72 号による改正前の民法（以下では改正前民法とする）1031 条に基づく遺留分減殺請求権行使する旨の意思表示をし、甲・乙を含む複数の不動産についての一部登記手続等、預貯金等の一部の支払等を求めて訴えを提起した。

第一審は、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>については、甲・乙についての各持分に応じた移転登記手続および預貯金等の一部の支払の請求を認容し、甲・乙以外の不動産は遺留分減殺の対象にならないとしてその他の請求を棄却し、X<sub>3</sub>については特別受益を考慮すれば遺留分の侵害はないとして請求を棄却した。これに対して、X<sub>1</sub>らが控訴した。

原審の第 1 回口頭弁論期日の令和 5 年 6 月 30 日に、Y は、X<sub>1</sub>らに対し、甲・乙の各持分について改正前民法 1041 条 1 項による価額弁償の意思

表示をした。これに対して価額弁償を請求する X<sub>1</sub>らの意思表示は確認されていない。原審は、X<sub>3</sub>の請求を棄却し、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>については、Y に対して、①甲・乙の各持分の価額の支払（X<sub>1</sub>に 112 万円余、X<sub>2</sub>に 516 万円余）、②X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>が遺留分減殺によって取得した預貯金等（X<sub>1</sub>に 37 万円余、X<sub>2</sub>に 171 万円余）の支払を命じるとともに、③甲・乙の各持分についてその価額を支払わなかったことを条件とする持分移転登記手続を命じた。甲・乙の各持分の価額の支払および預貯金等の支払については仮に執行できるとされた。

これに対して Y が上告したところ、最高裁は原判決を一部変更し、①甲・乙の各持分の価額の支払を命じた部分については請求を棄却し、②、③については原判決を維持した。

### 判決の要旨

「原審の判断のうち、本件各持分の価額の支払を命じた部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

遺留分権利者から遺留分減殺に基づく目的物の現物返還請求を受けた受遺者が民法 1041 条 1 項の規定により遺贈の目的の価額を弁償する旨の意思表示をした場合において、遺留分権利者が受遺者に対して価額弁償を請求する権利行使する旨の意思表示をしたときは、遺留分権利者は、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有

権に基づく現物返還請求権を逸て失い、これに代わる価額弁償請求権を確定的に取得するが（最高裁平成 18 年（受）第 1572 号同 20 年 1 月 24 日第一小法廷判決・民集 62 卷 1 号 63 頁）、遺留分権利者が上記意思表示をするまでは、遺留分減殺によって取得した目的物の所有権及び所有権に基づく現物返還請求権のみを有するものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件各持分について、Y が価額を弁償する旨の意思表示をしたのに対して、X らが価額弁償を請求する権利行使する旨の意思表示をしたことはうかがわれないから、X らは、価額弁償請求権を確定的に取得したとは認められず、共有持分権及び共有持分権に基づく現物返還請求権のみを有するものである。

したがって、本件各持分の価額の支払を命じた原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、改正前民法の遺留分減殺請求について被減殺者が価額弁償の意思表示をした場合に、遺留分権利者が確定的に価額弁償請求権を取得するのは、遺留分権利者が価額弁償を請求する権利行使する旨の意思表示をした時点であるとする先例（最判平 20・1・24 民集 62 卷 1 号 63 頁）に基づいて、遺留分権利者が価額弁償の意思表示をしていない段階では、被減殺者である Y にまだ価額の支払を命じることはできないとの結論を導いている。したがって、本判決は、先例の示す価額弁償請求権を遺留分権利者が確定的に取得する時点が、被減殺者に価額の支払を命じることのできる時点であることを確認する意義を持つ。本判決が原審の価額の支払を命じる判断を変更したことで、Y は、原審の口頭弁論期日において価額弁償の意思表示をしたにもかかわらずまだ価額の支払を強制されることはなく、甲・乙各土地の持分の移転登記手続をすることで義務を履行することができる。

平成 30 年（2018 年）法律第 72 号の遺留分制度の部分は令和元年（2019 年）7 月 1 日に施行されたが、施行日前に死亡した被相続人の相続につ

いては原則として改正前民法が適用されるため（附則 2 条）、本判決は施行日前までに相続が開始した事例についてなお意義を有することとなる。

## 二 先例との関係

### 1 被減殺者が現物返還を免れる時期

先例は、遺留分減殺請求権では現物返還の原則がとられていることから、遺留分を侵害する遺贈の受遺者は単に価額弁償の意思表示をしただけでは現物返還を免れず、「価額の弁償を現実に履行し又は価額の弁償のための弁済の提供」をしなければならないとの立場をとっていた（最判昭 54・7・10 民集 33 卷 5 号 562 頁）。その背景には遺留分権利者に現物またはそれに見合う金銭の確保を図ることを重視する立場がある<sup>1)</sup>。

そして、最判平 9・2・25 民集 51 卷 2 号 448 頁は、前掲最判昭 54・7・10 を前提に、受遺者が裁判所の定める価額による価額の弁償をする意思表示をしていた場合には、事実審口頭弁論終結時を基準時として算定した額を受遺者が支払わなかったことを条件として、遺留分権利者の現物返還請求を認容すべきであるとの判断を示している。現物に見合う金銭を実際に確保できない場合には現物の確保を保障するとする判断に、現物返還を基本とする立場が表れている<sup>2)</sup>。

本判決は、被減殺者 Y が価額弁償の意思表示をしただけでは現物返還義務を免れないとする先例に沿って、価額弁償されなかつたことを条件として Y に登記移転手続を命じている。なお、本判決の原審も、価額弁償がされなかつたことを条件として移転登記手続を命じているという点では、前掲最判平 9・2・25 に沿った判断を示しているようみえる。しかし、本判決の原審が決定的に異なるのは、条件付の移転登記手続を命じるだけではなく価額弁償を命じているという点である。被減殺者が価額弁償の意思表示をした場合に価額弁償を命じることができるかについて、上記 2 先例は、価額弁償の意思表示のみでは被減殺者が現物返還を免れることはできないとの判断を示しているのみであり、被減殺者が価額弁償の意思表示をすれば価額弁償義務が生じるか否かについて判断を示していない。理論的には、価額弁償の意思表示がされた段階で、被減殺者が現物返還義務と価額弁償義務の双方を負うとする解釈も可能では

あり<sup>3)</sup>、本判決の原審が価額弁償に加えて条件付の登記移転手続を命じたのは、このような解釈をとったものとみることもできる。しかし、上記2先例からそのような解釈を当然に導き出すことはできない。

## 2 被減殺者に価額弁償義務が生じる時期

そこで、Yに価額弁償義務が生じる時期について、本判決の引用する前掲最判平20・1・24が参考となる。同判決によると、受遺者が価額弁償の意思表示をしたときは、遺留分権利者は、受遺者に対して価額弁償を請求する権利行使する旨の意思表示をした時点で、現物返還請求権を遅つて失い、価額弁償請求権を確定的に取得するとの判断を示している。ところが、本判決の原審は、被減殺者Yが価額弁償の意思表示をした後に遺留分権利者であるXらが価額弁償を請求する権利行使する意思表示をしたことを認定せず、すなわち、Xらが価額弁償請求権をまだ確定的に取得していない段階で、Yに価額の支払を命じる判断を示している。したがって、本判決は、Xらが価額弁償請求権を確定的に取得した時点でYに価額弁償義務が生じ、それ以前にはYには価額弁償義務は生じないと立場を示したものといえる。これに対して、原審がXらの価額弁償請求権行使する意思表示をしていない段階でYに弁償すべき価額の支払を命じたのは、確定的ではないとしてもYに価額弁償義務が発生し、条件付の現物返還義務と併存するとの立場をとったものと分析することができる。

## 三 価額弁償義務が生じる時期が諸問題に与える影響

価額弁償義務が生じる時期は、遅延損害金の起算点、価額算定の基準時の問題に影響を与えるのが問題となる。

### 1 遅延損害金の起算点

前掲最判平20・1・24は、前述のように被減殺者の価額弁償義務ではなく、遺留分権利者の価額弁償請求権の取得時期の観点から、遅延損害金の起算日を、「遺留分権利者が価額弁償請求権を確定的に取得し、かつ、受遺者に対し弁償金の支払を請求した日の翌日」であるとの判断を示して

いるが、これは、価額弁償請求権の取得時期を遅延損害金の起算点に関連付けた判断であるように見える。しかし、価額弁償請求権が履行遅滞に陥るかを判断するのに、遺留分権利者が価額弁償請求権を取得したことは、履行遅滞に陥ると評価するための前提としての意味を持つに過ぎず、決定的な意味を持つものではない<sup>4)</sup>。価額弁償請求権は期限の定めのない債務であるから、412条3項により、履行請求時が遅延損害金の起算点になるため、請求時がいつかが決定的であるといえよう<sup>5)</sup>。本判決は、遺留分権利者らが価額弁償請求権を確定的には取得していないことから、被減殺者Yには支払義務がないと判断しているため、Yが履行遅滞に陥る前提を欠き、遅延損害金が発生することはない。判決後に、Xらが価額弁償請求の意思表示をして確定的に価額弁償請求権を取得し、請求した時点が遅延損害金の起算点となる。

なお、現行法の遺留分侵害額請求権は例外なく金銭債権を発生させるのみであり（1046条1項）、遺留分侵害額請求の意思表示をすることにより、遺留分権利者は金銭債権を取得するが、これは期限の定めのない債権であり、遺留分権利者が履行を請求した時点から相手方は履行遅滞に陥ることとなる<sup>6)</sup>。

### 2 弁償すべき価額の算定基準時

価額弁償義務の発生時期は、弁償すべき価額の算定基準時に影響を与えるのではないかが問題となる。前掲最判平20・1・24の原審は、価額を定める判決確定時に価額弁償請求権が発生するとの判断を示している<sup>7)</sup>。しかし、この立場は、価額弁償請求権がいつ発生するかの問題と価額算定基準時をいつとするかの問題は別であるとして批判されている<sup>8)</sup>。したがって、価額弁償義務が発生する時期を、遺留分権利者が請求権行使する意思表示をした時点とした場合でも、価額算定の基準時については、事実審口頭弁論終結時であるとする先例（最判昭51・8・30民集30巻7号768頁）が妥当するとみられる。先例が価額算定の基準時についてこのような判断を示したのは、遺留分減殺請求権が現物返還を原則とし、価額弁償が目的物と等価であることを確保するために、現実に弁償がされる時に最も接近した時点として事実審口頭弁論終結の時が相応しいということを

理由とする<sup>9)</sup>。

なお、現行法の遺留分侵害額請求権は、現物返還請求権ではなく金銭債権を発生させるのみであるため、先例の基準は妥当せず相続開始時を基準に遺留分侵害額を算定する（1044条2項）<sup>10)</sup>。

#### 四 本判決の評価

本判決によれば、被減殺者Yは、価額弁償の意思表示をした段階では、義務としては現物返還義務のみを負い、同時に義務ではないが価額弁償を任意に選択できることとなる。しかし、Yが事実審口頭弁論終結時までに価額弁償の意思表示をしておきながら、遺留分権利者Xらが価額弁償請求の意思表示をしていないことを理由として、価額弁償義務を負わないことが、遺留分制度の趣旨から妥当か否かは問題となり得る。本判決は、価額弁償請求権の発生時期を慎重に設定する先例には沿っているが、先例の背景には、遺留分権利者が現物またはそれに代わる金銭を確保できるようになることが遺留分制度の趣旨に沿うとの立場がある。しかし、現在の遺留分制度においては、遺留分権利者が取得するのは例外なく金銭債権のみであり、これは、現物返還よりも金銭債権が遺留分権利者の生活保障および清算を図る遺留分制度の趣旨に沿っていることが明らかにされたためであることから<sup>11)</sup>、改正前の遺留分減殺請求についても、遺留分権利者の現物返還請求権を重視する解釈は見直しを迫られる段階にあるといえよう。

#### ●—注

- 1) 同判決は、「遺留分権利者に対し右価額を確実に手中に收める道を保障しないまま減殺の請求の対象とされた目的の受遺者への帰属の効果を確定する結果」を避けることを理由として挙げている（民集33巻5号563頁）。
- 2) 坂田宏「判批」民商118巻2号（1998年）240頁が「遺留分権利者に本来与えられる現物返還請求権が侵害されてしまうことは避けなければならない」とするのは現物返還の原則が本判決で重視されていることを示す。もっとも現物返還の原則は、遺留分権利者に現物を取得させること自体であるよりも、遺留分権利者を一般の金銭債権者よりも強い立場に置くことでその地位を強化することに意義があるとの指摘がある（野山宏・最判解民事篇平成9年度266頁）。
- 3) 前掲最判平20・1・24は、被減殺者が価額弁償の意思表示をしたのに対して遺留分権利者が価額弁償の請求権

を行ふする意思表示をした時点で、価額弁償請求権を確定的に取得し同時に現物返還請求権を失うとするが、これは価額弁償請求権か現物返還請求権かの択一的な判断といえる。川淳一「判批」民商140巻6号（2009年）105頁、水野貴浩「判批」金判1436号（2014年）122頁は、択一的な判断を示す同判決について遺留分権利者が被減殺者の無資力のリスクを負担する点に問題があるとの分析を示す。山口敬介「判批」法協126巻11号（2009年）182頁は、価額弁償の合意から現物返還請求権が消滅し遺留分権利者が価額弁償請求権のみを取得すると分析する。これによると合意によっては現物返還請求権と価額弁償請求権が併存することもあり得ることとなる。なお、同判決は、被減殺者が価額弁償の意思表示をした後、遺留分権利者が価額弁償の請求権を使用する意思表示をする前の段階で、現物返還請求権に加えて、確定的ではないとしても価額弁償請求権を併せて有するかについては判断を示していない。

- 4) 潮見佳男「判批」リマーカス38号（2009年）77頁。なお、潮見教授は、遺留分権利者が価額弁償請求の意思表示をした場合には、価額弁償請求権を相続開始時に取得していたとみて、遺留分権利者が遺留分減殺の意思表示をした日の翌日を遅延損害金の起算日とするのが妥当であるとの見解を示す。
- 5) 潮見・前掲注4) 77頁、副田隆重「判批」ジュリ1376号（2009年）98頁等。もっとも、二宮周平「判批」速報判例解説（法セ増刊）3号（2008年）103頁は、実際には遺留分権利者が価額弁償請求権を使用する意思表示をした時に請求の意思表示がされることが多いと分析する。なお、本山敦「判批」金判1308号（2009年）13頁は、同判決によると受遺者が価額弁償の意思表示を遅らせた場合に遺留分権利者が不利益を被るとの問題を指摘する。
- 6) 小池泰「判批」別冊ジュリ239号（2018年）203頁、潮見佳男『詳解相続法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）672頁。もっとも、履行遅滞の状態を発生させるためには具体的な金額を示して履行請求をすることが必要であるとされる（堂蘭幹一郎=野口宣大『一問一答・新しい相続法〔第2版〕』（商事法務、2020年）124頁）。
- 7) 民集62巻1号127頁。
- 8) 潮見佳男「判批」判例セレクト2008（民法9）24頁、高橋謙「判批」ジュリ1388号（2009年）95頁。
- 9) 民集30巻7号770頁。
- 10) 潮見・前掲注6) 668頁、二宮周平『家族法〔第6版〕』（新世社、2024年）485頁。
- 11) 堂蘭=野口・前掲注6) 122頁。